

砂川市住生活基本計画 (概要版)

令和7年3月
北海道砂川市

砂川市住生活基本計画（概要版）

【目次】

1. 計画策定の目的と位置づけ	1
(1) 計画策定の背景と目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画策定体制	
2. 本計画の推進方針及び視点、推進施策	3
3. 推進施策の具体的な取組み	4
4. 基本理念・基本目標	9
5. 砂川市における重点プロジェクト	10
(1) 重点プロジェクトの設定	
(2) 重点プロジェクト「砂川住まいるサポートプロジェクト」の展開	
6. 砂川市の住まい方の将来フレームの設定	12
7. 計画の推進に向けて	13

1. 計画策定の目的と位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

① 背景

砂川市住生活基本計画（以下、「本計画」という）は、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るため、平成26年度に策定されました。しかし、本格的な人口減少及び少子高齢化社会の到来や、自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い「新たな日常」に対応した生活様式の転換など社会環境は大きな変革の時期を迎えており、このような変化に対応する住宅施策の位置づけ・取組の見直しが求められています。

国では、これらの変化に対応した新たな住宅施策の展開を図るため、国民の豊かな住生活の実現を目指して住生活の安定確保・向上を促進するために、住生活基本法（平成18年6月制定）に基づいて平成18年9月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定するとともに、平成23年3月、平成28年3月及び令和3年3月にはその変更計画を定めています。そして、全国計画に則して、北海道でも、安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するため、平成19年2月に「北海道住生活基本計画」が策定され、平成24年3月、平成29年3月及び令和4年3月に見直しされました。

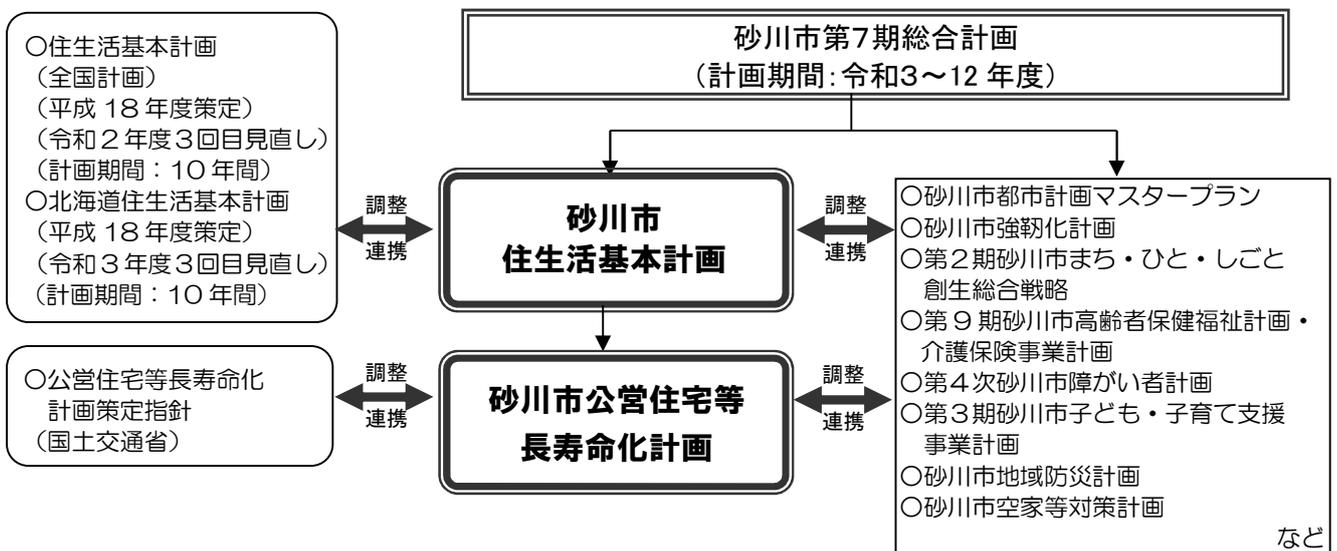
本市においても、社会動向・情勢、国や北海道の住宅施策に基づき、市民のニーズに対応できる良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図るために本計画を見直し策定する必要があります。

② 目的

今後の本市における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的とし、市の現状、住まい・住環境の特性等から、住宅施策の基本理念・基本目標を設定するとともに、住宅施策の展開方向や推進施策等について総合的な計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「砂川市第7期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画と調整・連携を図ることとします。



(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和16年度までの前半10年間を計画期間とし、令和17年度から令和26年度までの後半10年間を構想期間とします。概ね、5年ごとに計画の見直しを図ります。

令和7年度	令和16年度	令和17年度	令和26年度
計画期間		構想期間	

(4) 計画策定体制

本計画策定にあたり、以下の検討組織を設置し、計画に関わる協議・検討・連絡・調整等を行います。

① 策定委員会

策定委員会は関連団体・機関、関連部局の部長等で構成し、策定内容に対する協議・修正及び承認を目的として設置します。

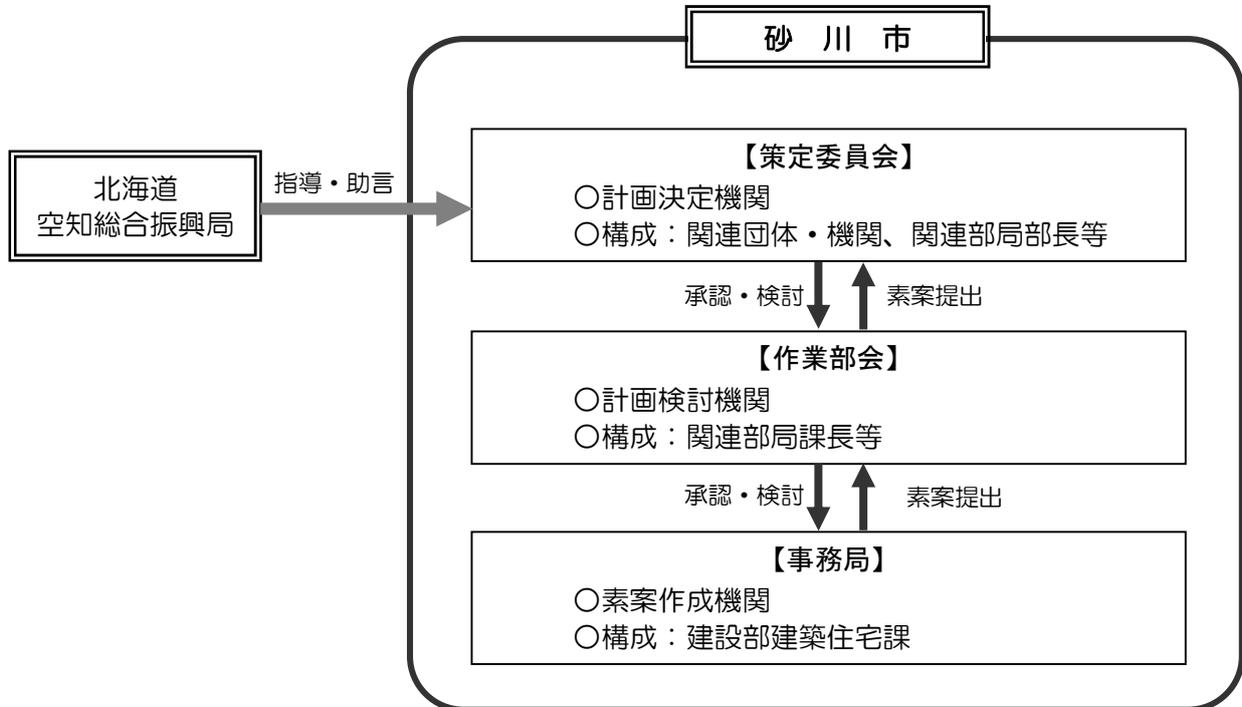
② 作業部会

作業部会は関連部局の課長等で構成し、策定内容に係る各種詳細事項の検討・調整・修正や事務局案に対する意見の聴取、及び各課の連携・調整を図ることを目的として設置します。

③ 事務局

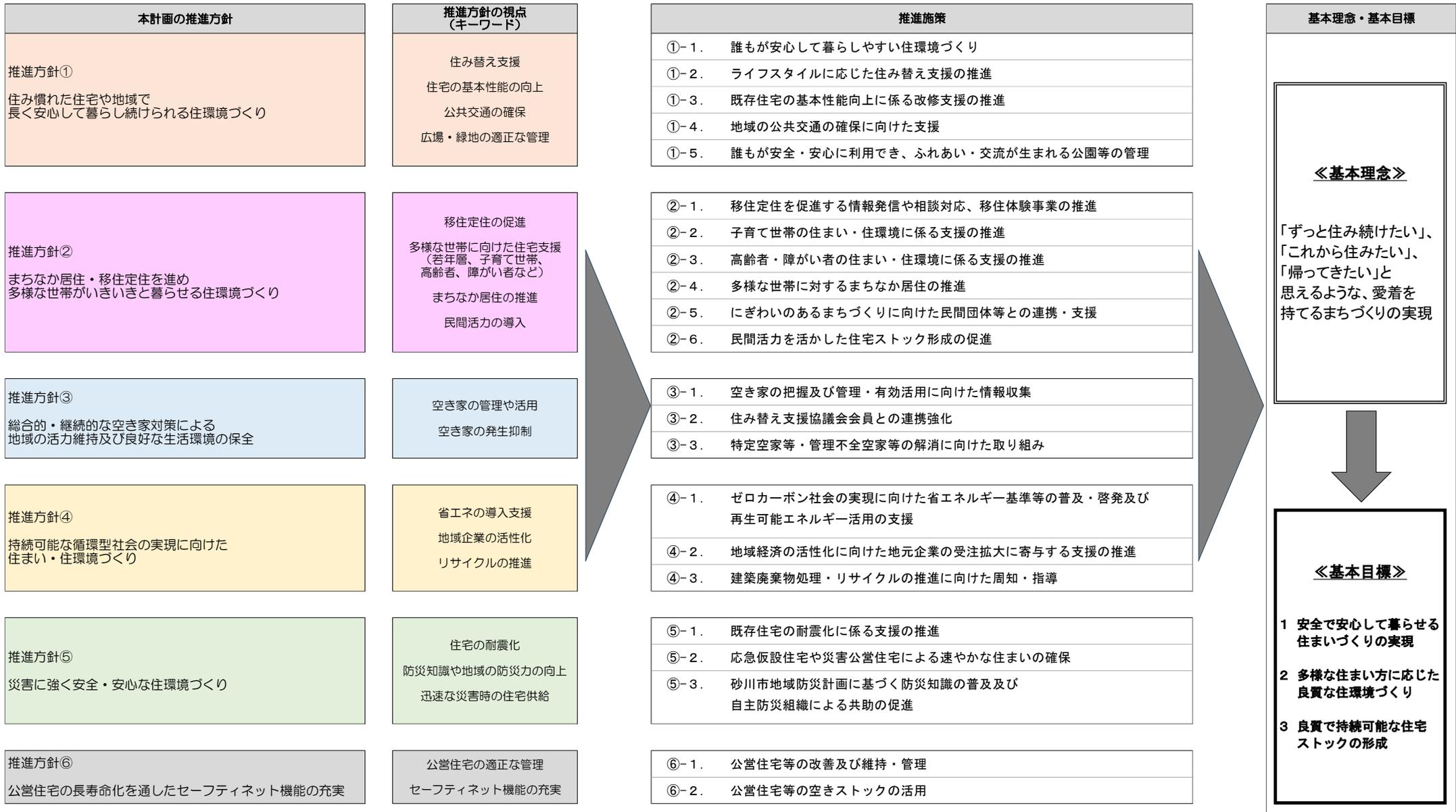
事務局は建設部建築住宅課の職員で構成し、検討・計画策定に必要な資料データの収集、策定委員会での協議・検討に必要な各種素案等の作成・整理を目的として設置します。

● 計画策定体制



2. 本計画の推進方針及び視点、推進施策

本計画の推進方針から導き出せるキーワードを推進方針の視点として抽出し、推進施策及び基本理念・基本目標を設定します。



3. 推進施策の具体的な取組み

推進方針

① 住み慣れた住宅や地域で長く安心して暮らし続けられる住環境づくり

①-1. 誰もが安心して暮らしやすい住環境づくり

【具体的な取組み】

- 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい安全に配慮した良質な住宅の普及促進に取り組みます。
- 住宅の取得や改修等の情報を容易に入手できるよう相談体制の継続と充実を図ります。
- 国・北海道・民間事業者等が発行するパンフレットなどを活用した情報提供に努めます。

①-2. ライフスタイルに応じた住み替え支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会を運営し、様々な事業者と連携・協力して子育て世帯や高齢者世帯等が安心して暮らせる住環境づくりに取り組みます。
- ライフスタイルの変化に伴う住宅ニーズに対応できるよう、空き家バンク※による住情報の提供や、空き家バンクの登録物件成約に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

※) 空き家バンク

砂川市住み替え支援協議会登録物件「空き家・空き地情報」からの名称変更。

①-3. 既存住宅の基本性能向上に係る改修支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み慣れた住宅で長く暮らし続けられるよう、基本性能向上のための改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- バリアフリー改修について、福祉部局と建設部局が連携した相談体制の充実や、介護認定の有無に限らず改修しやすいよう補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

①-4. 地域の公共交通の確保に向けた支援

【具体的な取組み】

- 暮らしに不可欠な交通手段を確保するため、公共交通機関への支援や予約型乗合タクシーの運行に継続して取り組みます。

①-5. 誰もが安全・安心に利用でき、ふれあい・交流が生まれる公園等の管理

【具体的な取組み】

- 既存の公園施設等について予防保全的管理による適切なストックマネジメントを進め、ふれあい・交流ができる公園等の機能の向上や魅力の発信に努めます。
- 地域コミュニティの場としてますます利用が期待される公営住宅用地の広場・緑地等について、安全・安心に遊ぶことができるよう適切な維持管理に努めます。

② まちなか居住・移住定住を進め多様な世帯がいきいきと暮らせる住環境づくり

②-1. 移住定住を促進する情報発信や相談対応、移住体験事業の推進

【具体的な取組み】

- 移住者が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、移住世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯の移住定住を促進するため、すながわ移住定住促進協議会の運営、市ホームページやSNS等を活用した情報発信や市窓口における相談対応、移住体験事業に継続して取り組みます。
- 市内就労者が住宅を取得しやすい補助制度等について検討します。
- 若年層の定住化を図るため、地元企業と連携した家賃補助や資格取得支援、就労情報の発信等に努めます。

②-2. 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 子育て世帯が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、子育て世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 子育て支援センターを拠点とした子育て世帯の交流の活性化や相談対応の円滑化を図ります。
- 子育て支援のしおりを活用した情報発信により、子育て世帯の住生活環境の充実を図ります。

②-3. 高齢者・障がい者の住まい・住環境に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 福祉部局と連携し、高齢者や障がいのある人に対する住宅改修や福祉施設に関する情報提供、相談対応に努めます。
- 高齢者の暮らしを支える配食や除雪などの様々な福祉サービスを継続するとともに、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」により高齢者の見守りを進めます。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの活性化に向けて、自発的な活動が継続できるように老人クラブをはじめとした運営費等の補助に継続して取り組みます。

②-4. 多様な世帯に対するまちなか居住の推進

【具体的な取組み】

- 中心市街地におけるにぎわいと安心・快適な暮らしの実現に向けて、まちなか居住を推進します。
- まちなか居住を推進するため、住宅の取得に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯に向けて空き家バンクによる住情報の提供を継続し、まちなかの空き家活用・流通を促進します。

②-5. にぎわいのあるまちづくりに向けた民間団体等との連携・支援

【具体的な取組み】

- 様々な世代・世帯の生きがいあふれる安心・快適な暮らしを支援するため、地域交流センターや既存施設の機能等を活用した事業に継続して取り組みます。
- 砂川市まちなか交流施設「すないる」において、居心地の良い居場所となるエリアを形成し、フリースペースや屋外広場でのイベント開催による「にぎわい」づくりや、砂川の情報発信など「魅力」づくりを進めます。
- 商工会議所・商店会連合会等と連携し、まちなか活性化のため新たに店舗を開業する際の支援や、空き店舗情報の提供などに継続して取り組みます。
- 市民・民間団体等による良好なまちなか居住環境づくりのために、市民ボランティア等による美化・清掃等、まちづくり活動への支援に継続して取り組みます。

②-6. 民間活力を活かした住宅ストック形成の促進

【具体的な取組み】

- 医療や福祉機能、商業・生活サービス機能、地域交流機能等が充実したまちなか居住を推進するため、民間活力を活かした住宅供給の誘導方策について検討します。

推進方針

③ 総合的・継続的な空き家対策による地域の活力維持及び良好な生活環境の保全

③-1. 空き家の把握及び管理・有効活用に向けた情報収集

【具体的な取組み】

- 空き家管理台帳により、空き家所有者等の把握及び家屋の状態の把握・管理に取り組みます。
- 空き家の所有者等への意向調査に継続して取り組みます。
- 独居の高齢者が施設入所や入院等により、持ち家が空き家になった場合の情報収集の方法について検討します。

③-2. 住み替え支援協議会会員との連携強化

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会会員と連携し、住み替え後の自宅の処分や、相続により取得した空き家の処分に関する相談体制の構築を検討します。
- 住み替え支援協議会会員への所有者不存在空き家等に関する情報提供の方法について検討します。

③-3. 特定空家等・管理不全空家等の解消に向けた取組み

【具体的な取組み】

- 「砂川市空家等対策計画（令和4年度策定）」に基づき、地域の安全確保と良好な生活環境の保全に取り組みます。
- 老朽住宅の除却に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 利活用が困難と判定した空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「管理不全空家等」の候補とし、所有者等の対応に応じて必要な措置を講じます。また、「管理不全空家等」に認定された所有者等には税務部局と連携して指導・勧告等の対応をします。
- 所有者不存在の特定空家等について、危険性や緊急性に応じて略式代執行などの措置を検討します。
- 所有者等に対する空き家の発生抑制に関する情報提供の方法について検討します。

推進方針

④ 持続可能な循環型社会の実現に向けた住まい・住環境づくり

④-1. ゼロカーボン社会の実現に向けた省エネルギー基準等の普及・啓発及び再生可能エネルギー活用の支援

【具体的な取組み】

- 良質な住宅ストックの形成とゼロカーボンの実現に向けて、省エネルギー基準の周知やZ E H¹⁾、長期優良住宅等²⁾の普及・啓発を進めます。
- 住宅における再生可能エネルギーの利用促進とCO₂排出量削減のため、住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

1) Z E H（ゼッチ）

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。断熱性能を大幅に向上させ、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギー等で発電するエネルギーを導入し、収支をバランスさせて、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅。

2) 長期優良住宅

長く安心・快適に暮らせる家として平成21年（2009年）にスタートした「長期優良住宅認定制度」の基準を満たし認定を受けた住宅。

④-2. 地域経済の活性化に向けた地元企業の受注拡大に寄与する支援の推進

【具体的な取組み】

- 住宅の取得や改修等における地元企業の受注拡大に寄与する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

④-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知・指導

【具体的な取組み】

- 建築廃棄物の適正処理の推進と資源の有効活用、及び環境負荷の低減に向け、建設リサイクル法に基づき、建物所有者・建設事業者等に対する分別解体等に係る情報の周知・指導に努めます。

推進方針

⑤ 災害に強く安全・安心な住環境づくり

⑤-1. 既存住宅の耐震化に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 地震に強いまちづくりを目指し、地震による人的被害、経済的被害の軽減を図るため、既存住宅の耐震改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 木造住宅の無料耐震診断事業及び耐震改修事業の継続と、制度の周知拡大に努めます。
- 北海道と連携し、住宅・建築物の耐震化に係る情報提供に努めます。

⑤-2. 応急仮設住宅や災害公営住宅による速やかな住まいの確保

【具体的な取組み】

- 被災者の一時的な居住の安定を図るため、災害時に建設型応急仮設住宅の建設が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数等をあらかじめ把握します。
- 災害公営住宅の整備にあたっては、北海道と情報共有し、被災者の安全で安心な住まいの確保を図ります。

⑤-3. 砂川市地域防災計画に基づく防災知識の普及及び自主防災組織による共助の促進

【具体的な取組み】

- 「防災ハザードマップ」の全戸配布や、生活空間であるまちなかに「まるごとまちごとハザードマップ」を掲示するなど、日常的に防災への意識を高められるように努めます。
- 土砂災害警戒区域など防災情報の積極的な情報提供や、防災教室、防災訓練の実施を進め、防災知識の普及に努めます。
- 地域における防災力の向上を図るため、自発的な防災活動が行われるよう自主防災組織による予防活動など、地域コミュニティにおける共助を促進します。

推進方針

⑥ 公営住宅の長寿命化を通じたセーフティネット機能の充実

⑥-1. 公営住宅等の改善及び維持・管理

【具体的な取組み】

- 公営住宅等の適切な改善や維持・管理を進めセーフティネット機能の充実を図ります。
- 公営住宅等の良質なストック形成に向け、地域ニーズに対応した住棟の集約化を検討します。

⑥-2. 公営住宅等の空きストックの活用

【具体的な取組み】

- 公営住宅等の空きストックの有効活用のため、多様な住宅ニーズに対応した様々な活用方法について調査研究します。

4. 基本理念・基本目標

上位計画である砂川市第7期総合計画のめざす都市像「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現に向けて、前章で組み立てた推進方針及び推進施策を展開していく上での基本理念・基本目標を設定します。

(1) 基本理念の設定

住宅施策の分野においては、多様な住まい方に応じた良質な住まい・住環境づくりを促進し、恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、生活に対する安心感や日々の幸せから笑顔が絶えない誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指すため、砂川市第7期総合計画のめざす都市像の「ことばに込められた思い」から引用し、本計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりの実現

この言葉には、誰もが笑顔を絶やすことなく、のびのびと、いきいきと暮らすことができるよう「生活に安心感を与えていく」という思い、まさに本計画の基本理念が表れています。

(2) 基本目標の設定

本計画で位置づけた推進方針及び推進施策に基づいて、基本理念の実現に向けた3つの基本目標を次のように設定します。

【基本目標】

- 1 安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現
- 2 多様な住まい方に応じた良質な住環境づくり
- 3 良質で持続可能な住宅ストックの形成

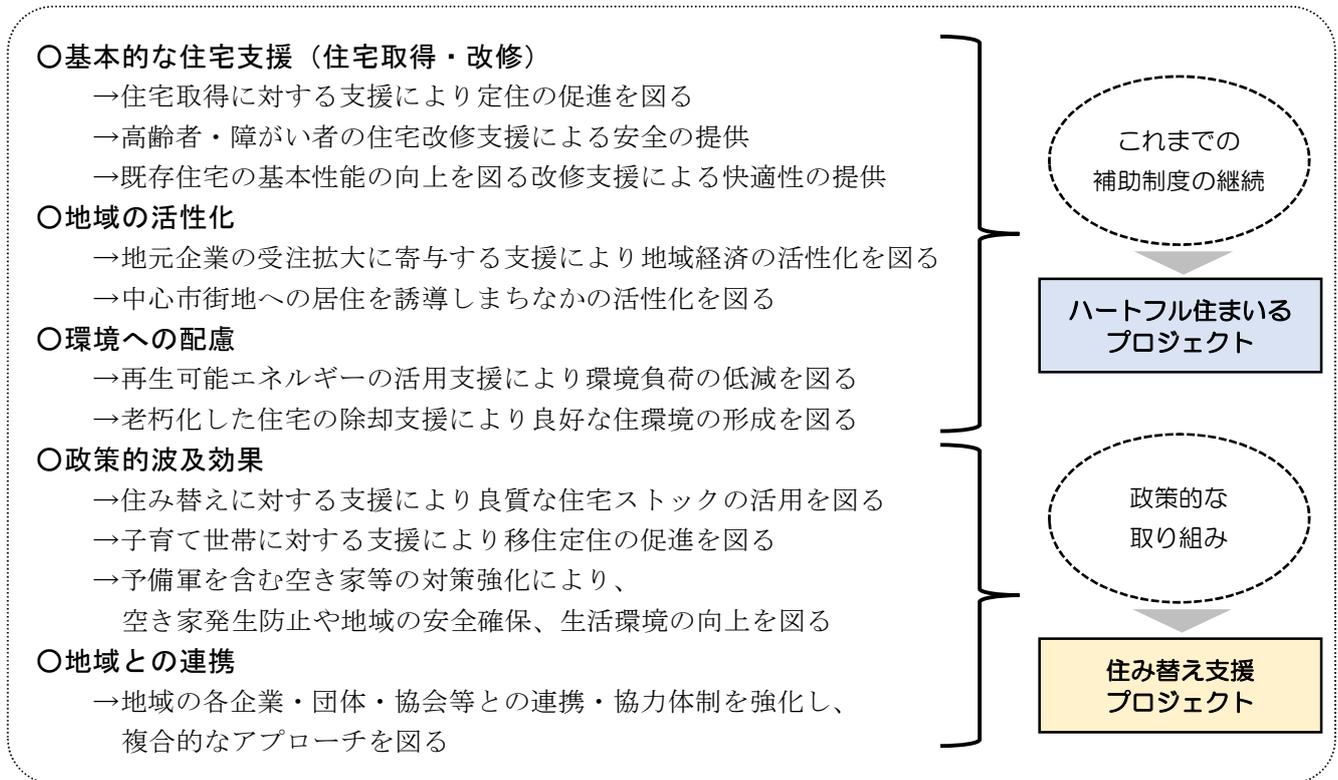
長くこのまちで住み続けたいと思う「安全・安心な住まい」を支援すること、多様な世帯が住みたいと思う「良質な住環境」を築くこと、そしてそれらを支える基盤として「持続可能な住宅ストック」を整えることを目標とし、住宅施策の方向性を示しています。

5. 砂川市における重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの設定

従前計画では、重点プロジェクトとして「砂川住まいるサポートプロジェクト」を設定し、取組みを進めてきました。従前計画で設定したプロジェクトを踏襲し、これまでの取組み状況と整合性を図り、再整理した上で継続することとします。

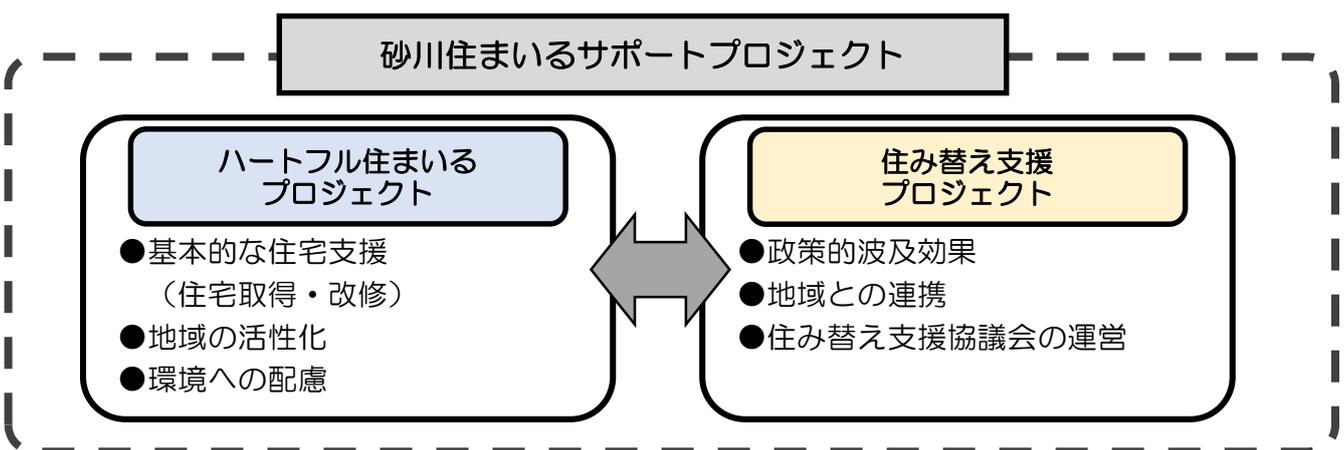
◆重点プロジェクトの視点及び位置づけ



上記に基づき以下の2つを重点プロジェクトとして設定します。

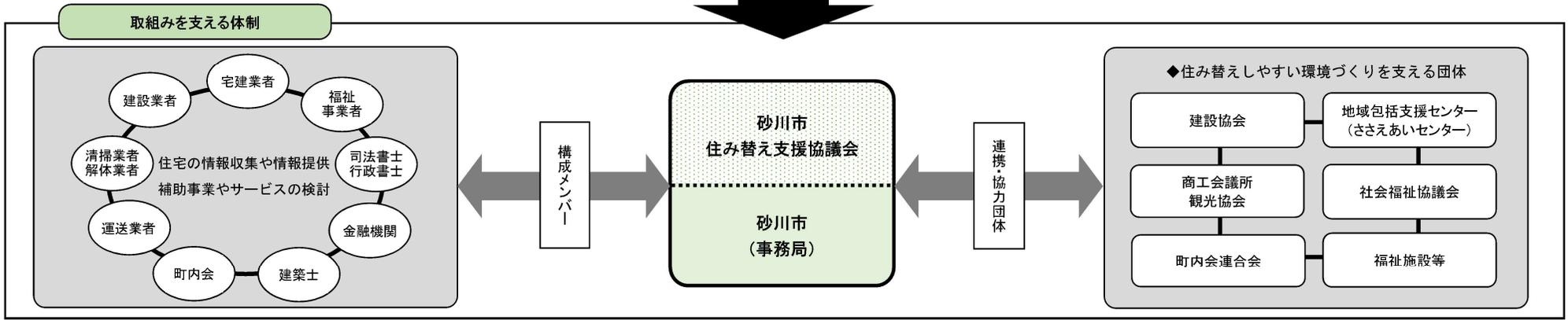
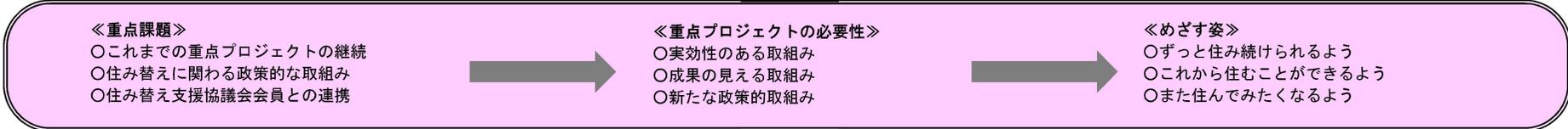
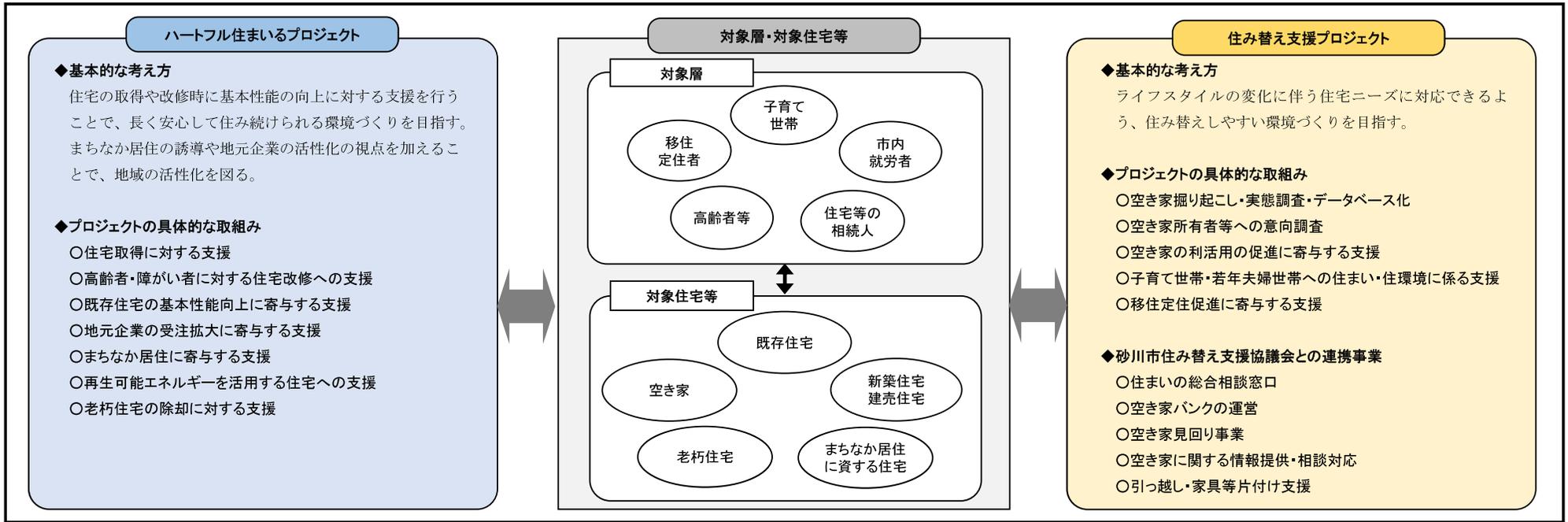
- これまでの補助制度を継続し、住宅の取得・改修・除却に対する基本的な住宅支援を実施
 …「ハートフル住まいるプロジェクト」
- 柔軟かつ効果的に政策的な取り組みを波及させることを目指す …「住み替え支援プロジェクト」

そして、2つの重点プロジェクトを「砂川住まいるサポートプロジェクト」と総称し、一体的・総合的に取組みを進めることで、プロジェクトの効果を高めていきます。

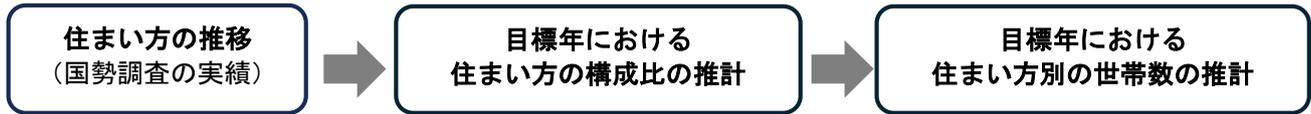


(2) 重点プロジェクト「砂川住まいるサポートプロジェクト」の展開

- 「ハートフル住まいるプロジェクト」：ハートフル住まいる補助制度を中心に、住宅の取得、改修や除却、まちなか居住、再生可能エネルギー活用等に対する支援を展開
- 「住み替え支援プロジェクト」：住み替え支援協議会を核とした、地域の各企業・団体・協会等との連携・協力、住み替え支援補助制度による移住定住・子育て支援等を展開



6. 砂川市の住まい方の将来フレームの設定



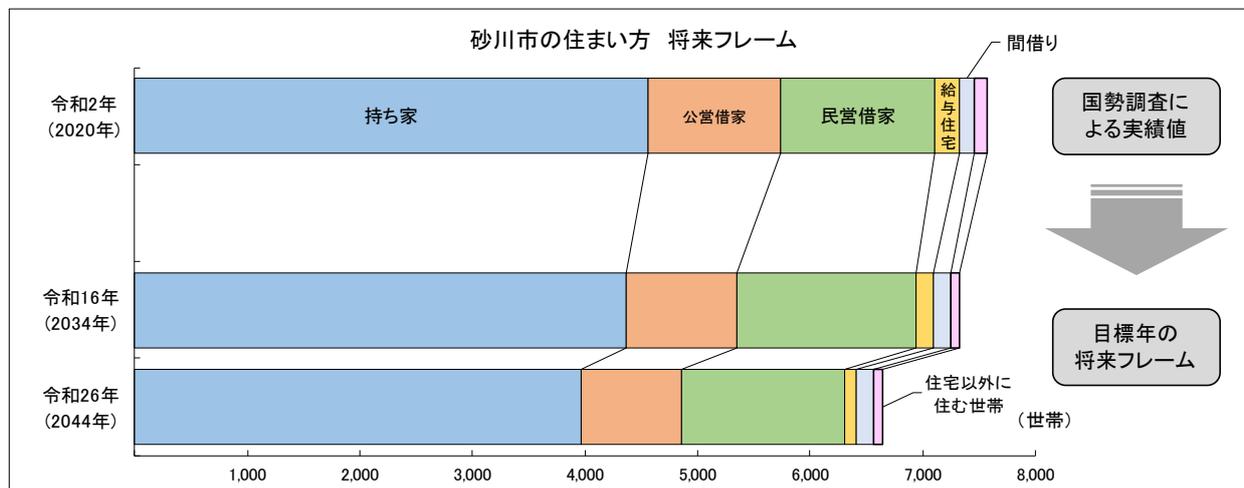
■砂川市の住まい方別の実績値及び将来フレーム

		← 国勢調査 実績値 →					← 将来フレーム →	
		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和16年 (2034年)	令和26年 (2044年)
世帯数合計	世帯数	8,448	8,348	8,415	7,858	7,599	7,332	6,662
施設等の世帯	世帯数	8	16	22	18	27	11	16
	構成比	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	0.2%	0.2%
一般世帯	世帯数	8,440	8,332	8,393	7,840	7,572	7,321	6,646
	構成比	99.9%	99.8%	99.7%	99.8%	99.6%	99.8%	99.8%
持ち家	世帯数	4,893	4,868	4,823	4,758	4,560	4,368	3,970
	構成比	58.0%	58.4%	57.5%	60.7%	60.2%	59.7%	59.7%
公営借家	世帯数	1,569	1,521	1,504	1,347	1,174	980	887
	構成比	18.6%	18.3%	17.9%	17.2%	15.5%	13.4%	13.3%
民営借家	世帯数	1,138	1,177	1,313	1,247	1,372	1,586	1,444
	構成比	13.5%	14.1%	15.6%	15.9%	18.1%	21.7%	21.7%
給与住宅	世帯数	560	515	309	266	215	160	109
	構成比	6.6%	6.2%	3.7%	3.4%	2.9%	2.2%	1.7%
間借り	世帯数	129	183	390	79	136	158	149
	構成比	1.5%	2.2%	4.7%	1.0%	1.8%	2.1%	2.3%
住宅以外に住む 一般世帯	世帯数	151	68	54	143	115	69	87
	構成比	1.8%	0.8%	0.6%	1.8%	1.5%	0.9%	1.3%

※住まい方別の構成比については、一般世帯に対する構成比

住まい方別の将来フレームについては、持ち家・公営借家・給与住宅は、世帯数全体の減少にともない減少していくと推計されます。

民営借家については、これまでの構成比率が増加傾向を示していることから、令和16年まで同様に増加し世帯数のピークを迎え、その後全体の世帯数の減少にともなって減少していくと推計されます。



7. 計画の推進に向けて

(1) 市民・事業者及び行政の役割

本計画の基本理念・基本目標の実現に向け、市民・住宅関連事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力しながら住まいづくりを進めていく必要があります。

・市民の役割（住環境形成への参加）

市民は、安心・安全・快適な住みよいまちをつくるため、行政や事業者等から発信される情報を積極的に収集するなど、住まいに関する関心を深めていく必要があります。

また、住宅の維持管理に努め、地域のコミュニティ活動に積極的に参加するなど、地域の住宅・住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

・住宅関連事業者の役割（良質な住まいの提供）

住宅関連事業者等は、良質で多様な住宅を供給する役割を担うことから、住まい手のニーズに対応した適切なアドバイスや情報の提供を行い、安心・安全・快適な住まいの提供が求められます。

また、専門技術力の維持・向上に努め、良質な住宅・住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

・行政の役割（総合的な住宅施策の展開）

行政は、住宅政策と関連の深いまちづくり分野や、福祉分野などの庁内関係部局、さらには国・北海道などの関係部局と連携を図りながら、必要な住宅施策の展開や情報提供、良好な住宅・住環境整備にかかわる仕組み・体制づくりなどの支援を行います。

また、公営住宅等の空洞化を解消するため、将来フレーム推計値より、一步踏み込んだ住棟の集約を計画的に進め、住宅セーフティネットの構築に必要な公営住宅等の計画的な維持・管理の推進について、市民や地域、住宅関連事業者等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

(2) 計画の見直し等

社会情勢の変化などに応じて柔軟に対応することとし、見直しにあたっては、各施策の達成度について評価を行い、次期計画へ反映させます。各施策の評価については、長期的な視点に立ち、本計画の策定事務局が主体となって評価・見直しを行います。

砂川市住生活基本計画（概要版）

発 行：北海道砂川市建設部建築住宅課
住 所：〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目 1-1
TEL：0125-54-2121
FAX：0125-54-2568
ホームページ：<https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>